

2001年5月29日

不良債権問題の現状

4月6日に政府・与党から発表された緊急経済対策において、銀行の保有する不良債権をオフバランス化することによって不良債権問題の抜本的な解決を促すことが明記された。具体的には、銀行に対し自己査定に基づく「破綻懸念先以下」の債権を2営業年度以内に、新たに「破綻懸念先以下」となった債権については3営業年度以内にオフバランス化につながる措置を講じるよう求めている。この「破綻懸念先以下」の債権とは、2000年9月期末全国銀行合計で約23.9兆円にのぼる。

23.9兆円の内訳は、すでに個別引当金を積んで処理済みの部分が7.9兆円、一般担保でカバーされている部分が13.3兆円であり、最終処理を行う場合に確実に追加負担が生じる無担保部分は2.7兆円と1割強に過ぎない。一般担保の処分額が見込み額を下回った場合には、追加負担額が拡大してくるが、既存の「破綻懸念先以下」の債権については、2年以内に業務純益の範囲内での処理が可能という計算ができる。しかし、新たに生じる不良債権の処理も合わせると、業務純益の範囲内で処理することが厳しくなってくることも考えられる。

債権回収の安全度と回収に伴うコスト負担の有無という観点から全国銀行が保有する総与信（531.1兆円、2000年9月末）を再分類してみると、優良債権：459.3兆円、準不良債権：47.9兆円、不良債権：16.0兆円、処理済不良債権：7.9兆円と推測できる。ここ2～3年の推移を見ると、総与信全体が減少する中であって不良債権はあまり減っておらず、不良債権の予備軍ともいえる準不良債権（要注意先のうち 分類債権）はほぼ横ばいであり、総与信に占めるウェイトを高めている。

不良債権処理は、銀行が間接金融の機能を維持するためには避けて通れないことである。しかし、不良債権を処理しただけで日本経済が持続的な回復軌道に乗るというわけではない。不良債権問題の深刻さは、正常先への貸出が伸びず優良債権が減少している一方で、新たな不良債権が生まれてくる状況にある。不良債権問題は、日本経済が抱える構造的な問題を反映した現象とも言える。不良債権の先にある過剰雇用・過剰設備の解消、事業が立ち行かなくなった企業の淘汰と新しい企業の成長、事業見直し・リストラ、業務提携、業界再編といった構造改革を進めないと、不良債権問題の真の解決は実現しないであろう。

本レポートに掲載された意見・予測等は資料作成時点の判断であり、今後予告なしに変更されることがあります



本調査に関するお問い合わせ先 小林 E-Mail : skoba@srlic.co.jp

はじめに

4月6日に政府・与党案として緊急経済対策が発表された(図表1)。中でも注目すべきは、銀行の保有する不良債権をオフバランス化することによって、抜本的な解決を促すことが明記された点であろう。その後誕生した小泉政権の下でもこの方針は引き継がれており、5月7日の首相の所信表明演説でも不良債権の最終処理を目指すとしてされている。

しかし、不良債権の処理の必要性が唱えられている割には、公表された情報量が限られていることもあり、不良債権の実態については漠然とした捉え方しかなされていない。そこで本稿では、不良債権とは何か、そしてどれだけ存在しているのか、不良債権処理が行われているのになぜ不良債権残高が減らないのか、今後不良債権は増えていくのか、といった疑問に答えるために、やや錯綜気味の情報を整理してみた。

(図表1) 緊急経済対策の骨子

金融再生と産業再生
不良債権の抜本的なオフバランス化 企業再建の円滑化 金融機関の債権放棄等の円滑化 債権の流動化 銀行の株式保有制限の導入 株式買取りスキーム設立
証券市場の構造改革
金庫株の解禁及び株式の投資単位当たりの純資産額基準の撤廃 確定拠出年金 証券決済システムの改善 株価指数に連動する現物出資型の上場投資信託
都市再生、土地の流動化
都市再生本部の設置 21世紀型都市再生プロジェクトの推進 土地の流動化 PFIの積極的活用及び公務員宿舍跡地等の再開発
雇用の創出とセーフティネット
新市場開拓に資する規制・制度改革 イノベーションのための重点投資・システム改革 雇用面のセーフティネット整備
税制
証券・土地関連税制の抜本的改革

1. 不良債権の現状

(1) 不良債権の分類方法

不良債権の議論を混乱させている原因の一つに、さまざまな定義に基づく不良債権の金額が飛び交っていることがある。例えば、2000年9月決算時点で、全国銀行が保有する不良債権の金額として世の中で言われている数字は、30兆円強から100兆円超までさまざまである。そこでまず、いくつかある不良債権の分類方法について整理してみる。銀行が保有する債権を分類する方法として、**リスク管理債権における区分**、**銀行の自己査定に基づく債権区分**、**金融再生法に基づく債権区分**の3通りがある(図表2、3)。

リスク管理債権（31.8兆円：全国銀行合計、2000年9月決算、以下同じ）

リスク管理債権は、銀行法や銀行法施行規則などに基づいて各銀行が従来から発表してきたものであり、貸出金だけを対象資産とし、貸出債権の返済状況に応じて分類される。資産内容の悪い方から、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヵ月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」に区分され、これらの合計をリスク管理債権と見なす（各債権の定義などの詳細は巻末参考1参照、以下同じ）。

自己査定に基づく分類債権（63.9兆円）

銀行による自己査定は早期是正措置制度に基づくもので、97年度から公表されるようになった。全ての資産が対象であるが、当局によって発表される集計結果は貸出金に貸付有価証券や外国為替取引なども加えた総与信ベースである。自己査定では、業況や財務内容に基づいて債務者を資産内容の悪い方から「破綻先」、「実質破綻先」、「破綻懸念先」、「要注意先」、「正常先」に区分した上で、担保保全状況に従って非分類債権である「分類」から分類債権である「～分類」（数字が多くなるに従って資産内容悪化）に区分される（自己査定の例及び償却・引当の考え方は巻末参考2、3参照）。

金融再生法に基づく開示基準（32.9兆円）

金融再生法の開示基準に基づく数字は、98年度から発表されている。この基準は、の自己査定の発表ベースと同じく、総与信を対象資産としており、自己査定に基づく債務者の分類を用いて資産を分類する。債務者の状況の悪い方から「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」、「正常債権」に分類される。このうち「要管理債権」までが不良債権とされる。「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」は自己査定における「破綻先」と「実質破綻先」に相当し、「危険債権」は「破綻懸念先」に相当する。また、「要管理債権」は「要注意先」に対する債権のうち、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」というリスク管理債権の基準に該当する資産が分類される。

（図表2）各分類方式の特徴と違い

	リスク管理債権	自己査定	金融再生法に基づく資産査定
根拠法令等	銀行法 銀行法施行規則等	早期是正措置制度	金融再生法
開示開始	全国銀行協会連合会の統一開示基準に基づいて1993年3月末以降発表され、1998年3月末以降に開示義務が発生	1998年3月末以降	主要行は1999年3月末から、その他の銀行は99年9月末から、協同組織金融機関は2000年3月末から
目的	ディスクロージャー	適正な償却・引当を行うための準備作業	ディスクロージャー
対象資産	貸出金	総資産（ただし、当局によって発表される集計結果は、総与信ベース）	総与信（貸付有価証券、貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返）
区分方法	債権の客観的な状況（返済状況）による区分（=債権ベース、但し、一部金融機関においては、金融再生法と同様の債務者ベースによる区分を実施） 破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、貸出条件緩和債権	債務者の状況に基づき区分（破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、正常先）した上で担保による保全や引当て状況を勘案して、実質的な回収可能性に基づき分類 ～分類（数字が多くなるにつれて資産内容悪化）、分類以上が分類債権。	債務者の状況に基づく区分（=債務者ベース） 破産更生等債権、危険債権、要管理債権、正常債権
担保・引当カバー部分の扱い	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保のカバー状況によって～分類に分けられる。個別引当、優良担保・保証カバー部分は～分類。	担保・引当カバー部分も含まれている。

（資料）金融庁「リスク管理債権等の状況」などから三和総合研究所作成

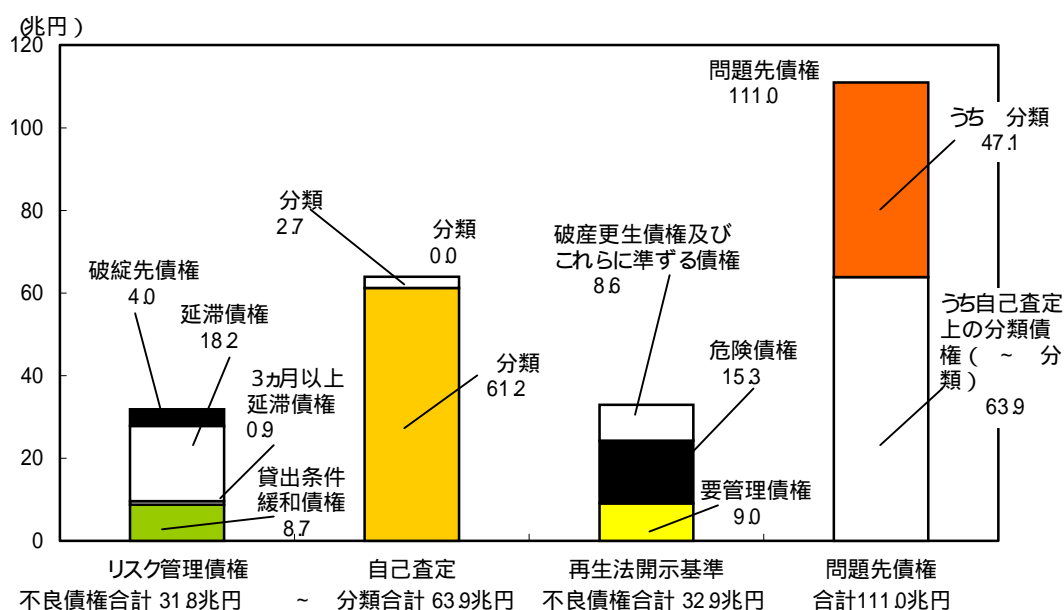
リスク管理債権と金融再生法基準に基づく債権という2つの分類は、もともとディスクロージャーを目的に算出されていることもあり、そこで示される30兆円強という数字が不良債権額として使われることが一般的である。これに対して、自己査定は、銀行が適正な償却・引当を行うための準備作業として行うものであり、本来はディスクロージャーを目的としたものではない。自己査定では、不良債権が実質的に回収可能かどうかという視点から、資産が担保によってどれだけ保全されているか、どれだけ引当が済んでいるか、という基準で分類される。このため、「破綻先・実質破綻先」、「破綻懸念先」への債権であっても個別引当金でカバーされている分は分類とされ、分類債権からは除かれる。それにもかかわらず、自己査定による分類債権額は他の2つの分類による不良債権額に比べて大きい。これは、「要注意先」の分類には、貸出金の返済状況には問題なく、不良債権にはなっていないが、業況が低調・不安定な債務者や財務内容に問題がある債務者向けの貸出金など、今後不良債権化してくる可能性が相対的に高い債権が含まれているためである。

以上3つの代表的な不良債権金額のほか、最近では「問題先債権」という分類も加わってきた。

問題先債権（111.0兆円）

この数字は、民主党の要請に基づいて金融庁が集計したものである。これまで、自己査定に基づく数字は、～分類までの引当や担保での保全状況をもとに分類した数字のみが発表されていた。今回発表された数字は、「破綻先・実質破綻先」、「破綻懸念先」、「要注意先」向けの債権の合計を「問題先債権」として発表したものである。この111.0兆円と自己査定による分類債権63.9兆円との差47.1兆円は第～分類（国債・預金などの優良担保や信用保証協会や優良企業などによる優良保証で保全、あるいは個別引当金を積んで処理済み）に分類される部分である。

（図表4）各区分による不良債権額・分類債権額の大きさ



不良債権に関わる以上4つの数字のうちどれを使えば良いのか。それは目的によって変わってくる（図表4）。明らかに不良債権と言える金額を知りたいということであれば、借入金の返済に何らかの問題が生じている債権を集計したリスク管理債権や、金融再生法の開示基準に基づく金額30兆円強が適当であろう。特に、リスク管理債権の数字は過去に溯れるので時系列での分析にも使える。ただ、この30兆円強の中には、すでに個別引当金を積んでいる債権もかなり含まれていることに注意する必要がある。

また、不良債権を処理した場合にかかるコストという観点から実態を知りたいのであれば、個別引当金を積んでいたり、優良担保・保証によってカバーされている部分（分類）を除いてある自己査定が適当である。特に、まだ不良債権化していないが、債務者の経営状況から見て今後不良債権化してくる可能性がある資産を含めて考えたいということであれば、自己査定による分類債権63.9兆円が目的に合った数字と言える。問題先債権111.0兆円は、破綻先からはじまって財務上何らかの問題がある先まで問題先に対する総与信がいくらあるかを示した数字である。これは、リスク管理債権や金融再生法開示基準による分類と同様に、個別引当金を積んで処理済の部分や優良担保で保全されている部分を含んでおり、全て不良債権と考えるのは必ずしも適当でない。

（2）不良債権のより細かな推計

すでに発表されている不良債権に関連する数字を使って、図表4に示すように、さらにいくつか仮定を置くことにより、より細かい分類の金額が推計できる。まず、自己査定の「破綻先・実質破綻先」とほぼ同義である金融再生法に基づく分類である「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」が8.6兆円、同じく「破綻懸念先」とほぼ同義である「危険債権」が15.3兆円であることから判断すると、「要注意先」の債権額は約87.1兆円（＝問題先債権111.0兆円 - 8.6兆円 - 15.3兆円）ということになる。また、「正常先」の債権額は総与信額531.1兆円から「問題先」の債権111.0兆円を差し引いた420.1兆円となる。

「破綻先・実質破綻先」と「破綻懸念先」の合計額23.9兆円については、個別引当金でカバーされている部分、優良担保・保証（国債・預金といった優良担保や優良先の保証）でカバーされる部分（+で分類）、一般担保（不動産担保など）でカバーされる部分（分類）、無担保部分（、分類）の4つに区分することができる。このうち、の個別引当金は全額破綻懸念先以下の債権に対して引当てられるものであり、7.9兆円と公表されている。また、の、分類額も2.7兆円と判明している。ここで、破綻懸念先以下について多額にあるとは想定しづらいの部分分を0.0兆円と仮定すると、の分類（一般担保部分）は13.3兆円という計算になる。

2. 緊急経済対策におけるオフバランス化のインパクト

(1) 「破綻懸念先以下」債権の処理

緊急経済対策では、金融機関に対し銀行の自己査定に基づく「破綻懸念先以下」（「破綻先・実質破綻先」、「破綻懸念先」を指す）の債権を2営業年度に（具体的には2003年3月期決算まで）、新たに「破綻懸念先以下」となった債権については3営業年度以内にオフバランス化につながる措置を講じるよう求めている。この「破綻懸念先以下」の債権とは、すでに見た通り、概念上は金融再生法に基づく債権区分の「危険債権以下」とほぼ同義であり、2000年9月期末全国銀行合計で約23.9兆円（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」8.6兆円+「危険債権」15.3兆円）にのぼる。オフバランス化によって銀行の追加負担額はどの程度生じることになるのか。すでに5ページで述べたように、オフバランス化の対象となる「破綻懸念先以下」の内訳は次の通りである。

破綻懸念先 以下の債権 約23.9兆円	$\left\{ \begin{array}{l} \text{引当済（個別引当金）} \\ \text{優良担保} \\ \text{一般担保} \\ \text{、 分類} \end{array} \right.$	7.9兆円	$\left. \right\}$ 引当と担保等で保全率は88.70%程度 （保全率 = $(7.9 + 13.3) \div 23.9 \times 100$ ）
		0.0兆円	
		13.3兆円	
		2.7兆円	

追加負担額は、担保でカバーされず、引当ても行われていない部分を処理した際に発生する金額であり、一般担保部分が処分可能見込み額通りに処分できた場合には、計算上の追加負担は、分類の2.7兆円となる。「破綻懸念先以下」の債権については、すでにかかなりの引当て処理が済みであり、担保での保全も合わせると、追加の処理が確実に必要な金額は全体の1割強に過ぎない。

もっとも、地価の下落傾向が続けば、不動産など一般担保の価値が目減りする。処分可能見込み額以下でしか担保が処分できないと、追加負担額が拡大する。仮に一般担保が処分可能見込み額の70%でしか処分できなければ、さらに4.0兆円上乗せされた6.7兆円が追加負担額となる（6.7兆円 = 2.7兆円 + 13.3兆円 × 30%）。過去5年間（95年度～99年度）の全国銀行の業務純益の平均は約5.2兆円であり、一般担保の処分量が処分可能見込み額の5割程度ならば、計算上は2年以内に業務純益の範囲内での処理が可能となる（図表5）。

（図表5）一般担保価値目減りによる追加負担額の拡大

一般担保処分可能見込み額に対する実際の処分量の割合	一般担保処分量	追加負担金額		
		処分可能見込み額に対する不足金額……	、 分類処分コスト……	合計 +
100%	13.3兆円	0.0兆円	2.7兆円	2.7兆円
70%	9.3兆円	4.0兆円	2.7兆円	6.7兆円
50%	6.7兆円	6.7兆円	2.7兆円	9.4兆円
30%	4.0兆円	9.3兆円	2.7兆円	12.0兆円

新たな「破綻懸念先以下」債権の予備軍 = 「要管理債権」

今後、
、
分類に移行してくる可能性が高いのは「要注意先」債権の中でも「要管理債権」9兆円であろう。すでに見たように、このうち
分類に属する債権は5～9兆円である。さらに、一般担保の処分見込み額見合い分と無担保部分の割合は、「破綻懸念先以下」債権における
分類と
、
分類合計の割合と同じであると仮定した場合、2000年9月決算時の実績から55%：45%と推定できる。つまり、新たに
、
分類となる債権が2.2～4.0兆円（（5～9兆円）×45%）となる。このうち70%以上は個別引当金をすぐに積む必要があり、最終的には全額がオフバランス化に伴うコストとなってくる。

また、「破綻懸念先以下」になっても
分類のままである債権は2.8～5.0兆円（（5～9兆円）×55%）であるが、この部分は今後も地価の下落傾向が続くと担保価値が目減りしてくるため新たな個別引当が必要となったり、最終処理段階では処分見込み額と実際の処分金額との差額の処理が必要になってくる。

「要管理債権」が「破綻懸念先以下」に加わる場合の処理コストを試算してみたのが図表7であるが、この処理コストがすでに計算した既存の「破綻懸念先以下」の債権の処理と同時に発生してくると、銀行の負担はかなり大きくなる可能性があり、業務純益内での処理が難しくなることも考えられる。(*)

(図表7) 新規に発生する「破綻懸念先」以下の債権の処理コスト

一般担保処分可能額見込み額に対する実際の処分額の割合	一般担保処分額	初年度 (個別引当金)	2～3年度		合計
			処分可能額見込み額に対する一般担保処分不足額	、 分類処分 コスト	
100%	2.8～5.0兆円	1.7～3.0兆円	0.0兆円	0.5～1.0兆円	2.2～4.0兆円
70%	2.0～3.5兆円	〃	0.8～1.5兆円	〃	3.0～5.5兆円
50%	1.4～2.5兆円	〃	1.4～2.5兆円	〃	3.6～6.5兆円
30%	0.8～1.5兆円	〃	2.0～3.5兆円	〃	4.2～7.5兆円

(注) 個別引当金は無担保部分（
、
分類）の75%を想定

さらに問題なのは、こうした新たな「破綻懸念先以下」債権の発生が単年度で終わる保証はないということである。仮に、現在ある「要管理債権」がすべて「破綻懸念先以下」債権に移行したとしても、また新たな「要管理債権」が生まれてくる可能性が高い。実際、ここ数年間はこうしたことの繰り返しであった。
、
分類債権の新規発生額が減少してきている一方で、その予備軍ともいえる「要管理債権」の金額は、99年3月決算時で6.2兆円であったが、2000年3月決算時で7.8兆円、2000年9月決算時で9.0兆円と増加傾向にある。

(*)厳密に言えば、「要管理債権」については無担保部分の15%程度を一般引当金として既に積んであり、「破綻懸念先」以下（＝「危険債権」以下）になった場合の金融機関の追加負担は、その分だけ減じられる。ちなみに、「要管理債権」以外の「要注意先債権(債権残高の4%程度を一般引当)」が「破綻懸念先」以下の債権となった場合にも、金額は少ないが同様のことが生じる。引当率については巻末参考3参照。

3. 優良・不良債権の再分類

第1節「不良債権の現状」のところでいくつかの不良債権の分類を見たが、ここで、債権回収の安全度と回収に伴うコスト負担の有無という観点から、全国銀行が保有する総与信(531.1兆円:2000年9月末)を銀行による自己査定を用いながら再分類してみた(図表8、9)。

優良債権(459.3兆円:全国銀行合計、2000年9月決算、以下同じ)

「優良債権」は現状では債権の返済に問題が無く、将来も回収不能になる可能性が小さい債権である。「優良債権」は、「正常先債権」(420.1兆円)と「要注意先債権・分類」(39.2兆円)からなる。「正常先債権」は借入金の返済が円滑で、また業況が良好で財務内容に特段の問題が無い先である。「要注意先債権・分類」は、貸出条件や(金利減免等)返済状況に問題がある先や、財務内容に問題がある先に対する債権であるが、国債・預金などの優良担保や信用保証協会などの優良保証によって債権が保全されており、最終的な返済には懸念が無い債権である。「正常先債権」に比べれば劣るが、「優良債権」と見なしても問題ないであろう。

準不良債権(47.9兆円)

「準不良債権」は、貸出条件や返済状況に問題がある先や、財務状況に問題がある先に対する債権のうち、優良担保や優良保証で保全されていないものである。こうした債権は、今後不良債権化する可能性が高く、不良債権化した場合には処理コストが生じることになる。「準不良債権」に該当するのは「要注意先債権・分類」である。このうち、貸出条件や返済状況に問題が生じており、すでに不良債権化しつつあるのが「要管理債権・分類」であり、その規模は5~9兆円と推計される。

不良債権(16.0兆円)

「不良債権」は「破綻先」、「実質破綻先」、「破綻懸念先」に対する債権であり、いずれ最終処理が必要になって処理コストが発生してくるものである。「不良債権」には、「破綻懸念先以下・分類」(13.3兆円)と「破綻懸念先以下・分類」(2.7兆円)が含まれる。この両債権からどのように最終処理コストが生じるかはすでに見た通りである。

処理済不良債権(7.9兆円)

「処理済不良債権」はと同様に「不良債権」であるが、すでに個別引当金を積んでおり、追加の処理コストは生じてこない。「処理済不良債権」は「破綻懸念先以下・分類」が該当する。

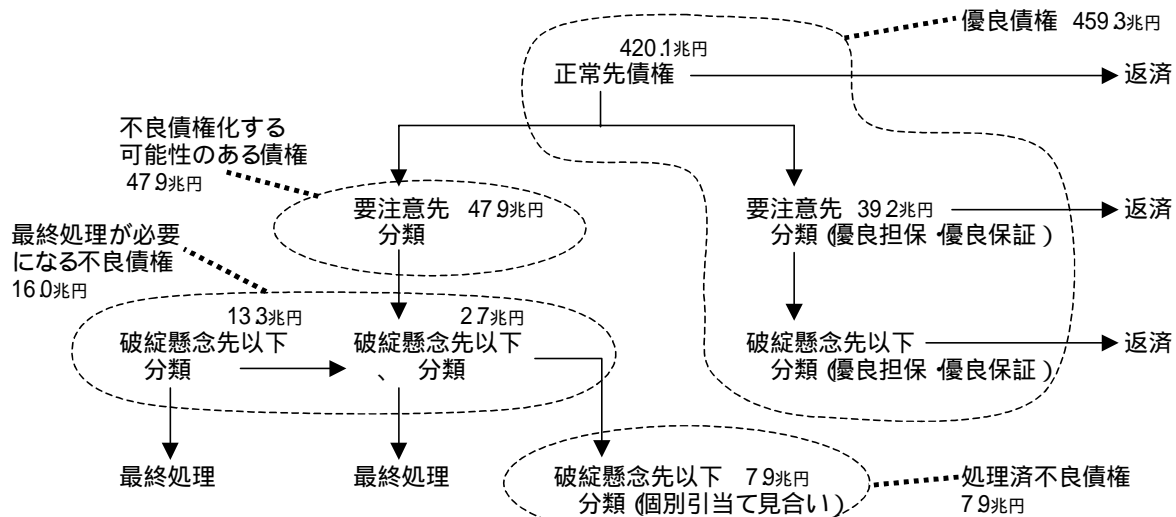
図表8は、「優良債権」や「不良債権」がそれぞれ99年3月期以降どのように推移してきたかを見たものである。2000年9月期を99年3月期と比較すると、総与信残高が3.8%減少する中で、「優良債権」(3.6%)、「不良債権」(3.0%)、「処理済不良債権」(29.5%)が減少している。一方、「準不良債権」(+0.4%)はほぼ横ばいであるが、総与信が減少しているため全体に占める割合が上昇している。また、「要管理債権・分類」(+45.2%)は大幅に増加しており、総与信に占める割合も上昇している。

(図表8) 優良・不良債権の再分類(1)

	99/3		2000/3		2000/9	
総与信	551.8	(100.0)	535.8	(100.0)	531.1	(100.0)
優良債権	476.4	86.3	464.1	86.6	459.3	86.5
正常先債権	437.4	79.3	425.1	79.3	420.1	79.1
要注意先 分類 (優良担保・優良保証見合)	39.0	7.1	39.0	7.3	39.2	7.4
準不良債権	47.7	8.6	47.7	8.9	47.9	9.0
要注意先 分類	47.7	8.6	47.7	8.9	47.9	9.0
うち要管理債権 分類	3.4~6.2	0.6~1.1	4.3~7.8	0.8~1.5	5.0~9.0	0.9~1.7
不良債権	16.5	3.0	15.6	2.9	16.0	3.0
破綻懸念先以下 分類	13.3	2.4	12.8	2.4	13.3	2.5
破綻懸念先以下 ・ 分類	3.2	0.6	2.8	0.5	2.7	0.5
処理済不良債権	11.2	2.0	8.4	1.6	7.9	1.5
破綻懸念先以下 分類 (個別引当見合)	11.2	2.0	8.4	1.6	7.9	1.5

(注1) 不良債権と処理済不良債権の合計は金融再生法に基づく債権区分の「危険債権以下」の合計 (= 破綻懸念先以下の債権) と一致
(注2) 優良債権は総与信額 - 分類債権 (+ + 分類) - 破綻懸念先以下・分類 (個別引当金見合) で計算。99/3、2000/3の要注意先 分類 (優良担保・優良保証見合) は、推計した「要注意先・分類」の金額に2000/9における「分類：分類」の比率 (45%・55%) を掛け合わせて算出 (両期においては問題先債権、要注意先債権の金額が不明なため)。
(資料) 金融庁「リスク管理債権等の状況」、日本経済新聞より三和総合研究所試算

(図表9) 優良・不良債権の再分類(2)



(注) 図表中の金額は2000年9月中間期の数字
(資料) 金融庁「リスク管理債権等の状況」より三和総合研究所作成

「優良債権」の中でも減少しているのは「正常先債権」であり、その減少には二つの要因が考えられる。一つは資金需要が低迷する中、「正常先債権」への新規の貸出が伸びず返済が進んでいるためである。もう一つは「優良債権」から「準不良債権」への移行である。景気が回復しても持続性や力強さに欠けており、しだいに財務内容に問題が出てくる企業が少なくない。「不良債権」が減少していることは、銀行の不良債権処理が直接償却も含めて進んでいることの現われであるが、「準不良債権」が減らない状況では新たな「不良債権」が次々と生まれてくる恐れがある。また、「正常先債権」を中心とする「優良債権」が減少を続けている状態では、「不良債権」の処理を進めても銀行の資産状況はなかなか改善しないであろう。

4. 不良債権処理の現状

(1) 不良債権処理の状況

銀行は毎年多額の不良債権処理を行っている。図表10は全国銀行の不良債権の処分状況を見たものである。不良債権処理は大きく分けて貸倒引当金繰入れとバランスシートから落として最終処理する直接償却などに分けられる。貸倒引当金の中には一般引当金繰入れも含まれているが、大部分は「破綻懸念先以下」の、分類に適應される個別引当金である。個別引当金で処理されたものは図表8の分類では「処理済不良債権」となってくる。

次に、貸出金償却と共同債権買取機構への売却損は、図表9における不良債権の最終処理に伴う損失である。このうち、「破綻懸念先以下・、分類」については全額が計上され、「破綻懸念先以下・分類」については一般担保処理見込み額と実際の処理額との差額が損失として計上される。なお、支援損は債権放棄に伴う損失額である。

(図表10) 全国銀行の不良債権処分損の状況

	93/3	94/3	95/3	96/3	97/3	98/3	99/3	2000/3	2000/9
不良債権処分損	16,398	38,722	52,322	133,692	77,634	132,583	136,309	69,441	22,759
貸倒引当金繰入れ額	9,449	11,461	14,021	70,873	34,473	84,052	81,181	25,313	11,886
直接償却など	4,235	20,900	28,085	59,802	43,158	39,927	47,093	38,646	9,674
貸出金償却	2,044	2,354	7,060	17,213	9,730	8,506	23,772	18,807	8,475
共同債権買取機構への売却損	2,191	18,546	21,025	25,261	11,330	10,434	3,590	2,783	566
支援損など	0	0	0	17,328	22,098	20,987	19,731	17,056	633

(単位：億円)

(注1) 95年3月期以前は、都銀、長信銀、信託の主要行のみの計数

(注2) 98年3月期以降は北海道拓殖、徳陽シティー、京都共栄、なにわ、福徳、みどりの各行を含まず、99年3月期以降は国民、幸福、東京相和の各行を含まず、2000年3月期以降は99年度以降はなみはや、新潟中央銀行を含まない。なお、日本長期信用銀行(現新生銀行)は99年3月期に含まれず、日本債券信用銀行(現あおぞら銀行)は99年3月期、2000年3月期に含まれない。

(注3) 貸倒引当金は、個別貸倒引当金のほか、一般貸倒引当金等を含む。

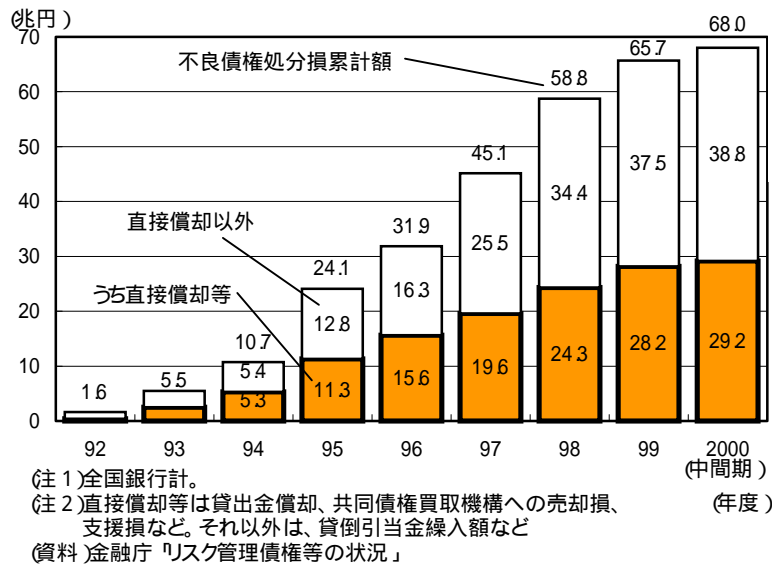
(資料) 金融庁「リスク管理債権等の状況」

92年度以降、2000年9月までの累計額(処理額として公表されているのは損益計算上の損失の金額であり、貸借対照表上から実際に落とされた数字ではない)で約68兆円もの不良債権処理が行われてきており(図表11)、不良債権処理の山は越えたという見方も何度か現れた。しかし、不良債権はほとんど減っていない。

これには2つの理由がある。1つは、不動産価格の下落によって、担保価値の目減りが生じ、追加の引当てが必要になる場合である。この場合、貸倒引当金による不良債権処理額が増加するが、不良債権額自体は変化しない。2つめは、従来はそれほど懸念される先ではなかった企業の貸出が景気の低迷によって新たに不良債権化してくるため、直接償却によって既存の不良債権を減らしても、不良債権合計がなかなか減らないためである。

大手16行の2001年3月期決算では、下期だけで約4.4兆円の不良債権処理(直接償却などで実際にオフバランス化された金額)を行ったが、同時に3.4兆円の不良債権(「破綻懸念先以下」の債権)が新規に発生している。また、緊急経済対策でオフバランス化が求められている「破綻懸念先以下」の残高は11.7兆円と高水準で推移している。

(図表 1 1) 不良債権処分損の累計



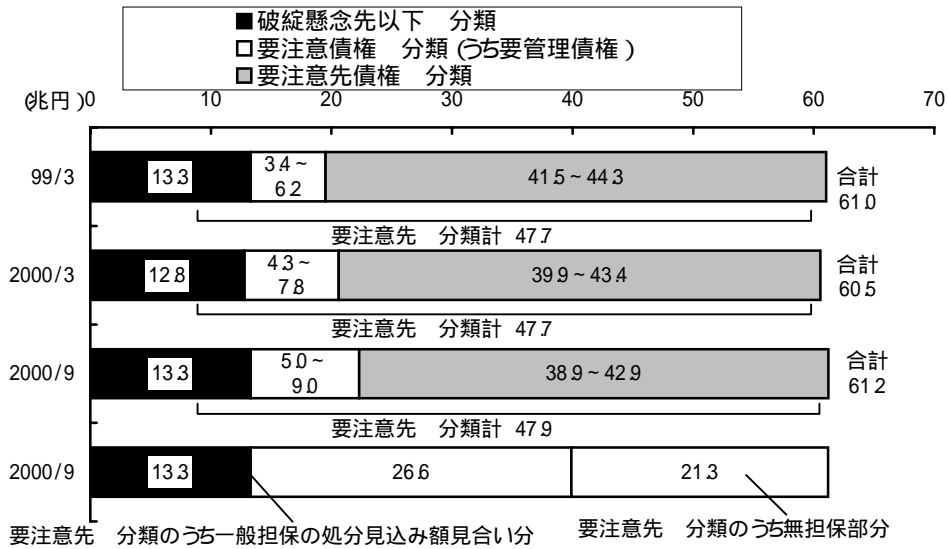
(2) 分類の分析

多額の不良債権処理にもかかわらず、不良債権額が減ってこない理由として、銀行の自己査定における分類の存在を挙げる見方が強まっている。確かに、分類には不良債権予備軍と言える債権も多いが、分類にはさまざまな債権が含まれているので、それを分類してみる必要がある。図表 1 2 は 分類の内訳を見たものである。2000 年 9 月期において、分類の合計は 61.2 兆円であるが、そのうち 13.3 兆円は「破綻懸念先以下」に対する債権であり、すでに不良債権化している。残りの 47.9 兆円が「要注意先」に対する債権であり、新たに不良債権化してくる可能性が高いものである。このうち「要管理債権」に区分される 5 ~ 9 兆円がすでに貸出条件や返済状況に問題が生じており、不良債権に極めて近い。

98 年度以降の推移を見ると、「要注意先・分類」の金額が横ばいや増加気味である。「要注意先・分類」から「破綻懸念先以下・分類」にシフトしている債権がある一方で、「正常先債権」から「要注意先・分類」にシフトしてきていることが推察される。また、分類債権の中でも「要管理債権・分類」が急速に増加しており、分類債権の内容が悪化し、不良債権予備軍の性格を強めていることがわかる。

分類債権の中身を、担保の有無で再分化してみると、まず、「破綻懸念先以下」については全て一般担保でカバーされている(図表 1 2、2000 年 9 月期で 13.3 兆円)。さらに「要注意先」は、一般担保の処分見込み額見合い分と無担保部分の 2 つに分けられる。両者の割合を、55% : 45% と仮定すると(考え方については図表 6 および 9 ページ参照)、一般担保見合いが 26.6 兆円(47.9 兆円 × 55%)、無担保部分は 21.3 兆円(47.9 兆円 × 45%) と推定できる。

(図表12) 分類の内訳

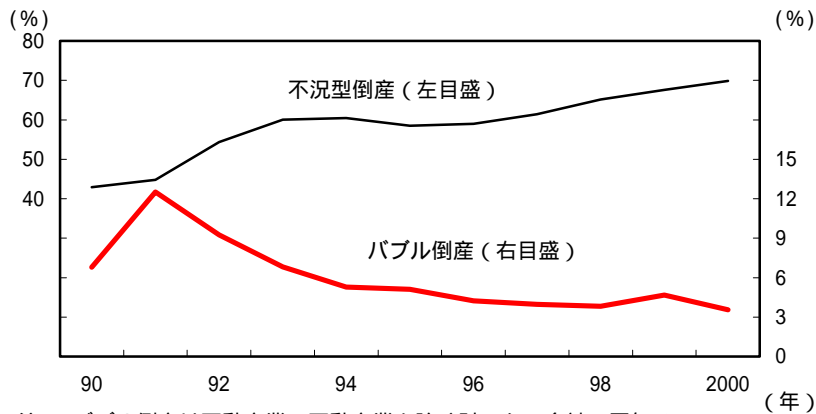


(注) 要注意先 分類における要管理債権、それ以外の債権の分類方法については、P 6の試算内容を、一般担保力パー部分、無担保部分の分類割合については、図表6、P 9の試算内容参照のこと。
 (資料) 金融庁「リスク管理債権等の状況」より三和総合研究所作成

(3) 不良債権の新規発生理由と不良債権処理原資

不良債権の新規発生の理由であるが、バブル経済の処理は概ね90年代半ばで一段落し、長引く需要低迷の影響が強まっているようである。倒産事由を見ると、90年代前半に目立ったバブル倒産の比率は減少し、不況型倒産の比率が上昇を続けている(図表13)。

(図表13) 倒産件数に占める不況型倒産、バブル倒産の比率

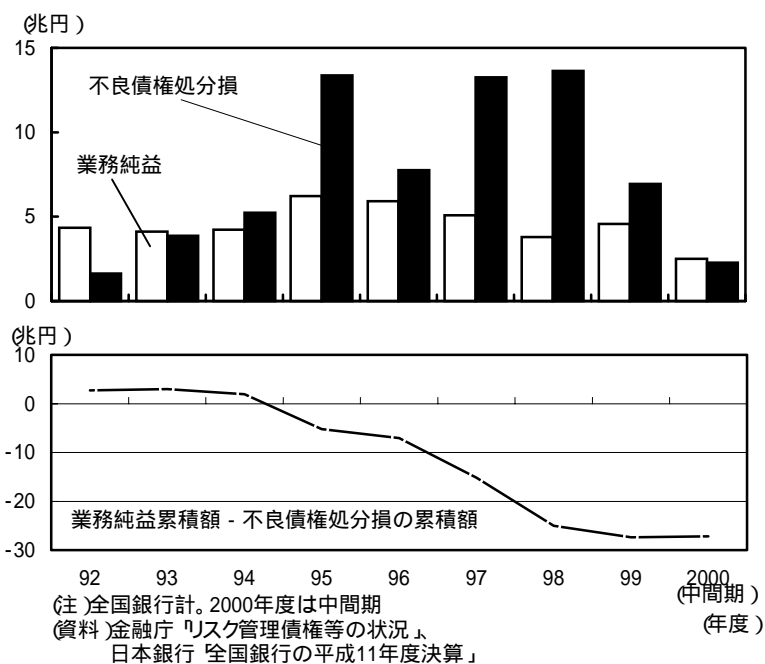


(注1) バブル倒産は不動産業、不動産業を除く財テクの合計で暦年ベース
 (注2) 不況型倒産は赤字累積、販売不振、売掛金回収難の合計で年度ベース
 (資料) 東京商工リサーチ「倒産月報」

これまでの不良債権処理の原資について見てみると、92～93年度については業務純益の範囲内で処理しているが、94～99年度までは一貫して不良債権処理額が業務純益を上回る状況が続いている。2000年度中間期には徐々に業務純益の範囲内での処理額となったが、通期では業務純益を上回る金額の不良債権が処理されたと思われる（大手16行の2001年3月期決算では、不良債権処分損は4.7兆円と業務純益3.6兆円を上回った）。

92年度以降の不良債権処理額と業務純益の格差の累計は、2000年9月決算時点でおよそ27兆円にまで膨れている。この金額は、株式の益出、資本の取り崩し、公的資金の注入、社宅や保養所といった資産の売却といった手段で賄われたこととなる。不良債権のオフバランス化を進めるにあたって、仮に業務純益を上回る金額を処理する必要に迫られた場合には、株式の含み益や資産売却で対応することはもはや難しく、自己資本比率を維持しながら不良債権を処理するためには、銀行によっては何らかの資本増強策が必要になる可能性がある。

（図表14）不良債権処分損と業務純益の推移



おわりに

銀行はこれまで多額の不良債権を処理してきた。92年度から2000年度中間期までの累積処理額は68兆円にものぼり、2000年度下期は大手16行だけで、4.4兆円の不良債権を最終処理している。しかし、不良債権の残高はあまり減少しておらず、不良債権の予備軍である準不良債権（要注意先・分類）はむしろ増加している。既存の不良債権を2年以内に処理できたとしても、新たに生じる不良債権の処理が負担になってくる可能性がある。

不良債権の処理は、金融機関が与信リスクをとって、資金余剰部門から資金不足部門へ資金を融通するという間接金融の機能を維持するためには避けて通れないことである。しかし、不良債権を処理したからといって、それだけで日本経済が持続的な回復軌道に乗るというわけではない。不良債権問題の深刻さは、不良債権の規模もさることながら、正常先への貸出が伸びず優良な債権が減少している一方で、新たな不良債権が生まれてくる状況にある。

不良債権問題は、日本経済全体が活力を失い、新たなビジネスがどんどん生まれてこず、新しい成長業種も十分育ってこない、というより大きな問題の反映である。つまり、銀行の不良債権問題を解決するにあたっては、同時に我が国の構造問題を抜本的に解決することにならなければならないのである。不良債権の先にある過剰雇用、過剰設備の解消、事業が立ち行かなくなった企業の淘汰と新しい企業の成長、事業の見直し・リストラ、業務提携、業界再編といったことを不良債権処理と同時に進めないと、不良債権問題の真の解決は実現しないであろう。

(参考1) 債権区分の定義

リスク管理債権の区分

貸出条件緩和債権	経済的困難に陥った貸出先の再建・支援を図るために貸出金利の減額・免除・棚上げを実施したり、元金の返済を繰り延べるなどの返済猶予を実施している貸出金のこと
3カ月以上延滞債権	元金または利息の支払いが3カ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞先債権に該当しないもの。
延滞先債権	貸出先の業績不振などにより、元金または利息の支払いが6カ月以上延滞している貸出金のこと
破綻先債権	貸出先の倒産などにより、返済を受けることが困難になる可能性が高い貸出金のこと

自己査定基準の区分

債務者の区分

正常先	業況が良好で、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
要注意先	金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元利払いが延滞しているなど履行状況に問題のある債務者、業況が低調・不安定な債務者、財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者
破綻懸念先	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者。具体的には、現状事業を継続しているが、実質債務超過の状態に陥っており、貸出金が延滞状況にあるなど元利の最終的な回収に重大な懸念があるもの。
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがないと認められるなど、実質的に経営破綻に陥っている債務者。具体的には、事業を形式的には継続しているが、実質的に大幅な債務超過の状態に相当期間陥っており、元利支払いが実質的に長期に延滞しているもの。
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生しており、破産、清算、会社整理、会社更生、和議、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者

債権の区分

正常先	全て <u>分類</u> 。
要注意先の債権のうち	期日決裁に懸念のある割引手形や赤字補填資金、業況不良の関係会社への支援・肩代わり、金利減免・棚上げ、貸出条件の緩和など貸出条件に問題があるもの、元利支払いが延滞しているもの、債務者の財務内容等の状況から回収に通常を上回る危険性があるものうち、優良担保の処分可能見込み額及び優良保証などにより保全措置が講じられている部分を <u>分類</u> とし、保全措置が講じられていない部分を原則として <u>分類</u> とする。
破綻懸念先の債権のうち	優良担保の処分可能見込み額及び優良保証などにより保全措置が講じられている部分を <u>分類</u> とし、保全措置が講じられていない部分のうち、一般担保の処分可能見込み額、清算配当等により回収が可能と認められる部分を <u>分類</u> 、それ以外を <u>分類</u> とする。ただし、引当カバー部分は <u>分類</u> とする。
実質破綻先及び破綻先の債権のうち	優良担保の処分可能見込み額及び優良保証などにより保全措置が講じられている部分を <u>分類</u> とし、保全措置が講じられていない部分のうち、一般担保の処分可能見込み額、清算配当等により回収が可能と認められる部分を <u>分類</u> 、優良担保及び一般担保の担保評価額と処分可能見込み額との差額を <u>分類</u> 、それ以外の回収の見込みが無い部分を <u>分類</u> とする。ただし、引当カバー部分は <u>分類</u> とする。

金融再生法に基づく債権者区分

正常債権	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権
要管理債権	自己査定基準の要注意先に対する債権のうち、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう
危険債権	債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元利回収ができない可能性の高い債権であり、自己査定基準の破綻懸念先の債権に当たる
破綻更生債権及びこれらに準ずる債権	破産、会社更生、和議等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、自己査定基準の実質破綻先及び破綻先の債権に当たる

(資料) 各種資料を要約し、三和総合研究所にて作成

(参考2) 銀行の自己査定の場合

業況、財務内容、返済状況などに基づき、まず債務者を正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先に区分し、担保保全状況に従ってその債権の分類作業を行う。

正常先への与信を無担保で100億円、それ以下(分類先)への与信を100億円(預金担保、国債などの優良担保20億円、土地などの一般担保50億円、無担保30億円)と仮定すると、～ 分類の金額はそれぞれ下表の通りとなる。

正常先：担保の有無にかかわらず全額非分類(分類)とする。

要注意先：優良担保20億円は非分類、一般担保部分・無担保部分は 分類とする。

破綻懸念先：優良担保20億円は非分類、一般担保部分は 分類、無担保部分は 分類とする。

実質破綻先・破綻先：優良担保20億円は非分類、一般担保部分は 分類、無担保部分は 分類とする。

以上の債権区分を行った後、無担保部分について規定の掛け目をかけて、要償却・引当額を算出する。引当て済みの債権については、下表の通り非分類に分類される。

	与信額	非分類()		分類		担保カバー率	要償却引当額(例)
		無担保	優良担保等				
正常先	100	100				-	
要注意先	100	0	20	50+30=80 一般担保・無担保分		70.0	債権残高の4%程度を一般引当
破綻懸念先	100	0	20	50 一般担保分	30 無担保分	70.0	無担保部分の70%を個別引当 処理額は21(=30×70%)
実質破綻先 破綻先	100	0	20	50 一般担保分	30 無担保分	70.0	無担保部分全額を個別引当・償却 処理額は30(=30×100%)



引当・償却処理後

破綻懸念先	100	引当済	21	20	50	9
実質破綻先 破綻先	100	引当済	30	20	50	0

(注)上記例は分類の概念を理解するために作成したものであり、実際の査定例に基づくものではない。

また、引当率も例であり、実際の運用とは異なる。

(資料)金融庁「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」を元に三和総合研究所にて作成

(参考3) 不良債権の償却・引当必要額

早期は正処置制度の下では、金融機関は自己査定の結果に基づいて、適正な償却・引当が義務づけられている。自己査定導入当初の償却・引当の必要額については、99年1月に金融再生委員会(現金融庁)から発表された「資本増強に当たっての償却・引当についての考え方」(以下、「償却引当の考え方」)において引当率の目安が示されていたが、99年4月に金融監督庁(現金融庁)より金融検査マニュアル検討会「最終とりまとめ」(以下、「金融検査マニュアル」)が発表され、考え方がより明確にされた。

両者の内容は下記の通り。

	償却引当の考え方	金融検査マニュアル
要注意先(うち要管理債権以外) (うち要管理債権)	平均残存期間を勘案して算出された適正な貸倒実績率等により一般引当 担保等により保全されていない部分の 15% を目安に一般引当	今後の一定期間(平均残存期間もしくは1年)の予想引当率を見積り一般引当 今後の一定期間(平均残存期間もしくは3年)の予想引当率を見積り一般引当
破綻懸念先	分類の 70% を目安に個別引当	分類のうち必要額を見積もり個別引当。必要額の見積もりは、今後3年間程度の予想損失額、売却市場を有する債権については債権額から売却可能額を減額した額とする。
破綻先・実質破綻先	概ね 100% を個別引当・償却	・分類額の全額を個別引当・償却

(資料)金融庁「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」、日本銀行「全国銀行決算概要」を元に三和総合研究所にて作成